

## 今日のお墓事情

山田 俊一

はじめに

土曜日の新聞チラシは新聞より数倍も厚く、重さもずっしりと感じられる。主に土地住宅、自動車、スーパーを初め小売業、外食の特売チラシが入っている。その中に霊園の案内チラシも必ずと言うほど見受けられる。特にお彼岸近くの日には数枚折り込まれているこの頃である。柏市内の読売新聞の2006年10月から2007年3月まで6ヶ月間の霊園関連のチラシは約100枚、新聞広告は約25ヶ所も掲載されている。

これは霊園に関する需要があるのか、需要を創造しているのか不明であるが、都市を中心として霊園開発が相次いでいることである。2007年は団塊世代が大量に60歳を迎え高齢化社会に本格的に入る。年間死亡数は約100万人弱で2036年には175万人と予測されている。しかも世帯数は1970年代に28,093千世帯が2000年では47,063千世帯、2005年では49,566千世帯、2015年では50,476千世帯（将来推定でピーク年）に増加する見通しである。1) これらの世帯でお墓を所持してない世帯がお墓を求めるとすれば、かなり多くのお墓が必要となり霊園関連産業はこの数10年間成長が見込める。



写真は柏市内読売新聞 2006年6月から2007年3月までの折込チラシ群

お墓を持たない世帯は生前に自分のお墓を建てたいという気運が最近高まっているように見受けられる。生前のお墓の建立は寿陵といって縁起がいいと旧来よりいわれていた。最近では縁起がよいということだけでなく「子供に負担をかけたくない」「子供はあてにならない」「終の安住地は自分らしく」等の理由でお墓を購入しているようである。また、相続税の節税にもなる。



ここで、霊園開発の仕組みや、個人が購入する手順・価格等を探ってみる。また、最近のお墓に関する意識も多様化され従来の墓苑のみならず、最新の納骨堂、樹木墓、お墓がない散骨等のお墓事情も探ってみる。墓地に関する宗教的・民俗学的等の考察はしない。

民間墓地は柏・我孫子市周辺のものを対象とする。

写真は柏市内読売新聞 2006年6月から2007年3月までの新聞広告の一部

## 1 霊園開発

「ふりそそぐ太陽と心を癒す豊かな緑。悠久の時を刻む聖地」「自然聖園」「手賀沼を眼下に大パノラマ霊園」「星に抱かれて永遠に“星座の里”」「野ばらの里」等新聞チラシのキャッチフレーズが躍っている。民間の霊園（墓地）の案内である。さしずめマンションや住宅販売のチラシと変わらない写真チラシである。

法律では、どのように表現されているとしても「死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設」を「墳墓」といい、保健所の許可された区域を「墓地」と定義している。2)

墓地は経営主体がどこであるかによりおおまかに3つに分類できる。3)

地方公共団体による「公営墓地」（例えば東京都立多摩霊園、八柱霊園、青山霊園）と「民営墓地」である。「民営墓地」は「境内墓地」寺院の檀家であること、檀家になる事を条件として提供する墓地（近隣寺院の墓地）と条件は全くなく誰でも宗教に関係なく提供する「普通墓地」に分類できる。「普通墓地」は「事業型墓地」ともいわれチラシ、新聞広告に多く見られる墓地形態（事業形態）である。4)

墓地の提供者は地方公共団体、宗教法人、公益法人である。5)「公営墓地」は地方公共団体の共有財産でもある。共有財産である墓地区画の利用者はその行政区域の住人で一定の条件の下で墓所区画を占有することが許されているのが一般的である。「境内墓地」の提供者はその寺院の住職であり、使用者はお墓を建てることを目的とする墓所区画の占有契約

だけでなく檀信徒としての契約も含まれる。それに反して「普通墓地」は提供者が誰であろうとも提供者と使用者は墓所区画を占有するだけの契約である。「占有」とは「ある目的のために独占的、排他的に利用する権利」である。「境内墓地」の購入者はかなりの人が誤解して、檀信徒契約を意識していない場合が多く、寺院から予期していない檀家として高額な金銭を請求され、戸惑いトラブルがかなりあるようである（表1-1）。

表1-1 墓地分類による契約関係

分類		契約内容	檀信徒契約
公営	公営墓地	墓地区画占有契約	契約含まず
民間	境内墓地	墓地区画占有契約	檀信徒契約含む
	普通墓地	墓地区画占有契約	契約含まず

出所：山田作成

「公営墓地」は全国で500ヶ所ぐらい運営されているといわれている。当然公営であるから地方自治体ないしこれに準ずる主体が開発している。新たな開発は最近の地方自治体の財政状況からしてほとんど新たな開発は行われていないようである。

「境内墓地」は寺院が独自または、第三者と提携して寺院境内の余地に開発している。境内に離れた別の所有土地があれば、そこを開発している寺院も見受けられる。積極的に新聞チラシ、新聞広告、寺院の門前での広告看板で墓地販売を推進している所もある。全国的、地域的に有名な寺院の「境内墓地」は墓地購入希望者を慎重に檀信徒として、ふさわしいかを見定めながら契約しているようである。「境内墓地」といえども墓石業者と提携して墓地・墓石が売れるたびに何がしの金銭が寺院に献納（建墓権料）されているのが現状のようである。その実情は闇でぼやかされ明らかになってないといわれている。当然その負担は墓地・墓石の購入者であることは明らかである。

一般的に新聞チラシや新聞広告、インターネットで開発宣伝販売しているのは、普通墓地で大衆に身近な墓苑である。これらの「普通墓地」の開発手続及び開発事業費について最近の事情を探ってみる。

2006年10月28日付け朝日新聞によると次のようである。

“霊園開発者が2,000数百平方メートルの開発を終われば、墓石・墓地販売者が墓地の販売権を開発業者から買い取り、墓石込みで墓地を売り込んでくれる。墓地提供者・管理者は汗水流さなくて投資資金を回収している。朝日新聞の例では、墓石業者は10数社。1平方メートル当たり60数万円の保証金を積んで墓地販売権を買い取る。2年で墓石業者は約半分の権利を買い取った。その収入が8億数千万円。お墓が建った時墓石業者から「建墓権」料が約2億円。投資金額10億円を回収したと。

墓地・墓石販売業者の販売中の墓地の価格は1.1平方メートルで200万円前後。墓石は中国からの輸入品で20万～30万（国産価格の1/3ぐらい）で、彫刻料5万円や工事費、PR費など差し引き3～4割りの粗利益がでる勘定。

販売が長引くと人件費や宣伝費がかさむので、いかに早く販売するかが勝負であるから、

宣伝費は惜しまない。

売り出しから3ヶ月は参加墓石業者が合同で出すチラシ「合チラシ」、費用は月600万円。この3ヶ月間の客は参加業者で平等に割り振られる。それ以後は独自のチラシ「単チラシ」で販売拡大を目論む。「単チラシ」に費用は1社約月30万～40万円である。首都圏の霊園が割高なのは土地代が高いだけでなく宣伝費がかさむからであるといわれている。”

朝日新聞ではこのように利益の上がる事業であるから、不動産業をはじめ異業種の参入が激しいとしている。その弊害として違法経営で販売停止の事例も増加傾向であると報じている。

横浜市ではここ2年間に青葉区、保土ヶ谷区の霊園が一部使用禁止命令（販売停止命令）を受けている。これらは、宗教法人の名義を借りて（名義貸し）墓地の開発経営許可を受け取っていたことと、違法造成などによる。また、霊園開発が近隣住民の反対などの紛争もみられる。墓地経営の「公共性」、「永続性」などからの観点から、墓地経営は地方自治体か、宗教法人、財団法人しか認められていない。許可権限を持つ地方自治体は、霊園開発業者が宗教法人などから名前を借りる「名義貸し」の監督を厳しくしているようである。

朝日新聞はこのように霊園開発には問題はあるが、「うまい汁」が期待できる事業と紹介している。

一方これに反し厚生労働省「墓地経営・管理の指針等について」6)によると、墓地経営を取り巻く厳しい現状をつぎのように記述している。

最近の墓地破綻事例から3つの背景があるとしている。

「第一に、墓地使用権の販売等により一時的に多額の金銭が集まることによる危うさの存在である。これを墓地経営でなく他の事業に回した結果多額の損失を被り、回収不能に陥ってしまうケースや、一時的な収入目当てに他者が経営に介入し、利益を奪い取るようなケースが考えられる。

第二に、最近では特に金利が低いために、財産の運用が大変難しいことが挙げられる。いわゆるバブルの時期に比較すれば、経営がより難しいのが当然である。

第三に、墓地経営の見通しが難しいことである。もともと長期的な需要を予測することは簡単ではないが、すなわち無縁化しないかについて予想が立てにくくなっている。

こうしたことからすると、現在地方公共団体以外の者が墓地を安定的に経営するには大変厳しい状況にあると言えるだろう。経営を行おうとする者及びこれを許可する者の双方がこのことを十分認識しておく必要がある。」

厚生労働省は「普通墓地」開発、経営にこのように慎重な態度をとっている。

また、霊園の開発には敷地の約3分の1程度の面積しか墓地として造成できないことも、採算に足枷をかけているようである。

その原因は比較的新しい公営墓地、民間墓地でも墓地全体が緑木・草花に豊かに囲まれ、公園化されている。

厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について」の通達で「墓地の設置場所及び構造

設備」の項目で次のように通知している。

「墓地の経営許可に関しては、周辺的生活環境との調和も 1 つの判断要素である。地域の実情に応じて学校、病院その他の公共施設、住宅、河川等との距離が一定程度以上あること等を求めることが考えられる。なお、この場合、墓地が生活必需施設であることにも十分留意すべきである。」

「墓地の構造設備についても、良好な環境を保ち、利用者が気持ちよく利用できるよう、一定以上の水準を満たしている必要があろう。例えば、周囲に垣根を設ける、通路幅や墓地区画の面積を一定以上とする、不要となった墓石、供物等の集積場所を設けるなどの基準を設定することが考えられる。

なお、この場合、都市計画法の都市計画又は都市計画事業として行う場合の基準である「墓地計画標準」(1959年建設省発計第25号建設事務次官通知)7)等も参考にすることが適切である。」としている。

これは墓地開発に当たって許可条件に墓地内に公共施設を設けるよう、また、墓地開発内にはそれ相応の緑地地区を設けることを許可条件に多くの自治体が考慮しているからである。

横田睦氏による 8) 墓地開発のシミュレーションを次に紹介する。

規模は総面積 15,000 m<sup>2</sup> (約 5,000 坪)、内通路も含み墓域面積は 4,000 m<sup>2</sup> (約 1,300 坪)、墓所数は 1,000 区画を見込む。残りの 11,000 m<sup>2</sup> (約 3,700 坪) は、緑地や駐車場、管理事務所用地等に当てる。用地取得費は 1 m<sup>2</sup> 10,000 円と仮定する。用地取得費は総額 1 億 5,000 万円となる。高級感のある墓地造成と設定する。販売完了期間の予定は 10 年間と仮定する。

墓所 1,000 区画は 3 m<sup>2</sup> のタイプを中心とし、それを 550 区画。残りは 2 m<sup>2</sup>、5 m<sup>2</sup> のタイプを各々 150 区画とする。各墓地の形態は使用者が自由な形で (従来型・洋風型・ニューデザイン型等) お墓を建てられるとする。残り 150 区画は 2 m<sup>2</sup> の規格化・画一化による「安い」墓所とする。

園内の施設関係として管理棟 (鉄骨 2 階建て、伸床面積 300 m<sup>2</sup>)。1 階には受付・売店・墓石販売の展示場等)、2 階には 30 名ぐらいの式場・職員の部屋等) 駐車場、参道、植栽等が必要である。その他垣根、給排水設備、必要な設備等を準備する必要がある。

これらを合計すると 6 億円となる。勿論開発者の所有地であるとか、地形により造成工事費により総投資額は変動する。

このような規模の事業となると、A 寺院独力だけで行うには資金的に困難である。B 建設に強力を求めるか、逆に B 建設が A 寺院に事業を持ちかけるか別して共同で C 事業 (墓地開発・販売・管理) を行わなければならない。C 事業の主体は A 寺院でなければ許可されない。しかし、当座の運転資金とか、投資資金の回収は第三者である石材店との提携が必然なのである。墓地販売担当の石材店の参加がなければ C 事業の墓苑開発はなりたたないの

このようにして、販売担当の石材店の資金がなければ、C 事業体自体が成り立たないことなのである。石材店への販売権の販売、お墓の建立したことへの献納金（建墓権料）で投資金額を回収するということにより成り立っているのである。

すべて墓地が販売完了すれば（10 年間で販売予定）C 事業体は解散され A 寺院が墓地管理・運営を担当することになるのである。その販売終了期間は不動産事業と同じように数十年に亘ることもある。その間の経済事情とか、墓地開発者の事情、墓地に関する購買者の認識の変化、墓地立地周辺の変化（住宅地として開発される等）により、種々の関係者の争いや、行政との紛争が起こる場合があるようである。

さて、試算 A 寺院の運営管理はいかになされるのであろうか。

運営管理費は販売期間中、墓地開発の総収入の 20%ぐらいとされている。販売完了後は広告費等販売費がないので販売期間中の 70%ぐらいとされている。

使用料 1 m<sup>2</sup>当たり 20 万円とすると、墓地面積合計 3,000 m<sup>2</sup>で使用料収入合計は 6 億円となる（(550 区画×3 m<sup>2</sup>) + (300 区画×2 m<sup>2</sup>) + (150 区画×5 m<sup>2</sup>) = 3,000 m<sup>2</sup>）。この試算による総投資金額は 6 億円であったので使用料収入 6 億円で総投資金額を回収できて、プラス・マイナス零になる。借入れ資金があるとすれば利息分だけマイナスとなる。

次に石材店の墓石の販売・建墓工事等の収入はどうか。

仮に、2 m<sup>2</sup>区画の墓地の場合、墓石代・建墓工事費合わせて 200 万円、3 m<sup>2</sup>区画は 250 万円、5 m<sup>2</sup>区画は 350 万円、2 m<sup>2</sup>の完成墓所は 150 万円とする。

上記試算による石材店収入は 24 億 2 千 5 百万円である（(150 区画×200 万円) + (550 区画×250 万円) + (150 区画×350 万円) + (150 区画×150 万円) = 242,500 万円）。手数料を 10%とすると C 事業体の収入は約 2 億 4 千万円である。

石材店収益は全墓地区画完売する時点までに材料費・工事費・広告・販売諸経費など総売金額 24 億円の 50%程度とすると、C 事業体に支払う手数料を差し引くと石材店収益は約 10 億円となり、それを参加石材店で分け合うことになる。

さて、A 寺院の管理費は販売期間 10 年で墓地使用料 6 億円と石材店の売上金額 24 億円と合わせて 30 億円となるので、その 20%は 6 億円となる。1 年毎にすると年 6 千万円。完売後は管理・運営費として年 4 千 2 百万円が永遠に必要な金額となる。販売期間はそれなりに収入があるし、その大半は石材店が負担するので年 6 千万円はなんとかなりそうである。しかし、販売期間 10 年間に将来の管理費の積み立ては期待出来ない収入である。そのため課題は完売後の永遠にわたる A 寺院の管理費年 4 千 2 百万円をいかに捻出するかである。

表 1-2 C 事業体のシミュレーションの事業費・経費の要約（単位：万円）

	項 目	C事業体	石材店
投資額と経費	事業費	60,000	
	墓地販売・管理費	60,000	
	合計	120,000	
収入	使用料	60,000	
	墓石関連売上		242,500
	墓石関連手数料	24,250	-24,250
	合計	84,250	
差し引き		-35,750	

注) C事業体の墓地管理費のマイナス分は石材店の経費として計上され負担している

出所：山田作成

墓地完売後 A 寺院に移転した墓地管理費は墓地管理料に求めるしかない。この試算では墓地一律ならば墓地 1 区画 4 万円以上にしなければならない。首都圏の現在の相場は 2 m<sup>2</sup> で 3 万円前後のようである。東京都立の霊園の管理料は年間 2 千円前後で、これでは管理費用は賄われないので、不足分は税金で補填していることになる。

横田氏はこのような公営墓地が公園としての役割を担っているとしても現状の公営墓地の年管理費の低廉さが民間墓苑の経営を圧迫していると懸念している。また、厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について」の指摘は民間墓地の維持管理についての不安定性を懸念している。開発者、許可権限のある地方自治体の双方に慎重であるよう期待しているのである。

現実的には特に人口が多い都市部においては、公営墓地が墓地使用希望者の需要に充分に応じられないのである。寺院墓地も需要の一端を担っているが、多くの場合寺院墓地は檀信徒契約が伴うし、墓地使用希望者の需要を満たすには数量的に不足している。従ってその需要の受け皿が民間普通墓地なのである。このような状況の中で公営墓地の経費の低廉さが、民間墓地の経営に好ましくない影響を与えていることには課題がある。

さて、民間墓地の経営主体が破産をしたり、墓地開発経営許可を取り消されたりしたら墓地使用者の立場はどうなるのであろうか。結論的にいうと、既墓地使用者はさほど心配はない。安心して今まで通り埋葬者を供養できる。

債権者と言えども墓地経営主体に簡単に成り代わることは困難である。墓地経営主体は地方公共団体、宗教法人、財団法人に限られているからである。債権者が納骨されている墓地を破壊して他の用途に変えたくても墓地破壊は刑法で罰せられるのである。

知人の使用している民間墓地も紛争が続いていると聞いたことがあるが、墓地使用者には何も影響がないといわれ、不安無く過ごしている。



左の写真は牛久市「牛久浄苑」の5月連休での園内花見の新聞広告である。花見入場料を取り墓苑の認知へのアピール、墓苑販売促進の努力の一環と思える。

写真は牛久市牛久浄苑の5月の連休に対しての新聞折り込みチラシ

2007年5月11日付け読売新聞によると、墓地経営の規制を強化する条例を千葉市が考えているようである。宗教法人が新たに墓地を開発する場合「原則、境内地内や隣接する土地に限る」との規定を盛り込み、境内より離れていても宗教法人の自己所有土地であれば開発可能であったが新たな条例では許可しないと墓地開発の規制を強化するものである。1988年以降許可した38の墓地のうち、30が若葉・緑区（市中心より東南郊外地域）に集中し造成地周辺住民との紛争が目立っていた。それを回避するための条例改正である。千葉市は今後6年市内墓地が不足する可能性が低いとして、この条例改正に踏み切った模様である。

## 2 お墓を建てる

### 2-1 多様化するお墓

明治時代に一般的になって以来日本のお墓は家墓<sup>いえはか</sup>として子孫が代々引き継いできた。家墓（家族墓）は現在でも多くの人々に支持され維持されている。しかし、戦後高度経済成長の結果、人口が都市へ集中し大家族制が崩壊して核家族へと家族の構成が変化した。都市部におけるお墓の所有状況は大阪市のアンケートによると45%前後である（所有していないのは54.3%）。持っている人の21.5%が自分でお墓を購入している（表2-1-1）9）。このアンケートからすると都市部においてはお墓を求める需要はまだ衰えないものと思われる。

ただ、現在は子孫が代々お墓を承継し、守っていけない状況も深刻化してきた。「両親が眠る郷里のお墓へは遠くて守れない」「結婚しても子供がいない、また、1人っ子でそれぞれの実家のお墓はどうするか」「生涯独身である」「子供にはお墓で負担はかけたくない」「家



墓には入りたくない」「自分らしいお墓に入りたい」等々少子化高齢化によりお墓の承継が困難であったり、お墓に対する認識の変化で家墓を承継したくないということであったりし、このよう社会状況の変化、個々のお墓に対する認識の変化で家墓から個人のお墓へとお墓の個人化が徐々に増加している模様である。

表2-1-1の大阪市のアンケートによるとお墓を必要とするとの回答はどちらかといえば必要とするものを含めると85.4%に達している。お墓の場所は公営墓地、お寺の境内墓地合わせて71.2%である。このアンケートには民間墓地の希望は不明である。墓地・墓石の形式は伝統的な形式が好まれている。ただ墓地の形式では公園式墓地の希望も30%である。墓地までの所要時間は1時間以内が57%であり、墓地の広さは1㎡～2㎡合わせて72%である。これはおそらく大阪市の土地価格が高額により墓地価格もかなり高額なためと思われる。

このアンケートから墓地に関しては、伝統的な形体を望む人々が大勢である。しかし、芝生を敷き詰めた公園式墓地であるとか、横置き洋式な墓石を希望する人々も20%～30%となっている。約10%の人は個性ある自分のための自由な墓石を望んでいる。また、墓地を必要としない納骨堂式（ロッカー形式）も13%とであり、やはり徐々に墓地に関する認識の変化を見ることができる。

表2-1-1 大阪市の「墓地に関する市民意識について」のアンケート概要（単位：%）

項	目	パーセント
お墓の必要度	当然必要	48.8
	どちらかといえば必要	37.0
	必要でない	14.4
	わからない	0.2
お墓の所有状況	ある	45.5
	ない	54.3
誰が用意したか	先祖伝来のお墓	52.6
	自分以外の家族が用意した	25.9
	自分が用意した	21.5
場所	公営墓地	39.0
	寺の境内墓地	32.2
墓地の形式	日本式の墓地	49.0
	芝生を敷き詰めた公園墓地	30.4
	合葬式の共同墓地	9.2
	納骨堂形式(ロッカー形式)	7.2
自宅からの所要時間	1時間以内	57.5
	30分以内	25.4
	2時間以内	10.7
墓地の広さ	1㎡位	33.7
	2㎡位	37.9
	3㎡位	9.8
	納骨堂等土地の必要でない	13.1
墓石の形式	伝統式墓石	70.7
	横長の様式	12.7
	個性的な墓石	9.9
お墓の形式	身近な家族のみ入る墓	35.4
	一族全員が入る墓	26.7
	特にこだわらない	25.2
購入時の重視店 (複数回答)	価格(使用料/管理料)	44.8
	交通の便	42.7
	環境がよい	41.1
	管理経営がしっかりしている	37.4

注：2002年11月13日～19日の大阪市の電話調査600人、回答543人(90.5%)

出所：大阪市 <http://www.city.osaka.jp/>より山田作成

さまざまなお墓のタイプは次のようなものである。

#### ●家墓

代々の家族を祀り、子孫が承継していく従来型のお墓。火葬が普及したことにより一般化したお墓で、新たに遺骨を納める時には墓誌に戒名や俗名、死亡年月日を刻む。まだ、多くのお墓の典型的なお墓形式である。現在は承継者が無くなる場合が増えこのような形のお墓の悩みでもある。墓碑銘は「〇〇家の代々之墓」などである。

### ●個人墓・夫婦墓

個人墓は一人で入る。夫婦墓は2人で入る。一代限りのお墓で承継者がいない場合などである。墓碑銘は自由に刻まれている。多くの場合永代供養墓であるが兄弟・姪甥が守る場合もある。

### ●両家墓

2つの家族を祀るお墓。墓碑には両家の姓を刻むこともあるが、「絆」「和」とか多様な言葉を墓碑銘にしている。墓誌には亡くなった人の氏名を記しているお墓もある。

### ●合葬墓（共同墓）

価値観・信仰を同じくする他人どうしが集まって一つのお墓に入り、後に続く人達が皆でお墓を守っていくという形式である。東京の「もやいの碑」10)が有名である。会員制であり生前からの交流が特徴である。また、このタイプが増えている原因は離婚者・独身者・子供がいない夫婦などの増加、夫と同じお墓に入りたくない女性などとされている。価格も比較的安いのも原因の一つである。東京都も合葬墓の経営に参入している。

### ●永代供養墓

継承を前提としないお墓。供養・管理は寺院・墓地管理者がおこなう。遺骨は個々に骨壺に入れて納める場合と最初から一緒に納める場合がある。生前に申し込むのが一般的である。「永代供養」には現行法的基準がなく、供養期間は経営主体により異なる。一定の期間（三十三回忌等）が過ぎれば個別に骨壺で納骨されたものも、土に返し共同墓地で祀られる場合が大半である。

### ●壁墓地・ロッカー式墓地・納骨堂

壁墓地とは墓石を壁のように一列に並べ墓地区画を節約した墓地である。東京都が1991年に都営八柱霊園と小平霊園に合わせて450基募集したところ即日完売した。東京都は2002年までに1万基余を設置する計画を立て、1万1336件の応募があったとのことである11)。

ロッカー式墓地は都内の寺院などの霊廟は基本的にロッカー式である。ほとんど満員とのことである。芝の増上寺の霊廟など名刹の寺院のロッカー式墓地の価格は郊外の墓地価格より高いとのことである12)。

また、ターミナル駅の近くに新たなロッカー式墓地が販売され比較的安価である。様式は多様で骨壺を安置するだけのもの、仏壇形式などである。

これらは土地事情を考えた場合省スペースに有効な一つのお墓である。核家族が、各個人がお墓を作れば特に都市部では墓地不足がちになる。墓地の開発は自然破壊という一面もある。自然との調和を考慮しなければならない現在、理にかなった将来のお墓ともいわれている。本来は一時的に骨壺を預かる役割を担っていた納骨堂が現在は墓地化しているのである。

また、より省スペースとなるインターネットお墓も出現している。

### ●樹木葬墓

「樹木葬」は1999年に岩手県一関市の祥雲寺ではじまった13)。同寺院が所有する山林

は全体が墓地と認められている。その一部に遺骨を直接埋葬し、その上に墓石でなく苗木を植えそれを墓標とするお墓である。自然との共生を願う人たちに支持されている。個人墓・夫婦墓の変形である。また、シンボルとなる桜の木の下に個別区画・共同区画を持つ合葬墓（共同墓）の一例もある。

#### ●散骨

「散骨」とは細かく砕いた遺骨を海や山などにまく葬送である。法律的には適法であるかどうかは不明であるが、散骨をしたことにより刑罰を受けた例は今までのところ聞かない。遺族が自分で行うか、業者に依頼しても行われている。JTBなどもハワイの海に散骨旅行を販売している。ロケットで遺骨を衛星に乗せて地球軌道上へ打ち上げる宇宙葬も散骨葬の例であろう。

### 2-2 お墓を買うとは

「墓地を買う」とは「お墓を建てる土地を買う」ことではない。これは土地を墓地として「使用」する「権利」を買うことである。一般に「永代使用料」という。契約が済み支払いが完了すると、「永代使用承諾証」（民間墓地）・「使用許可証」（公営墓地）・「檀信徒加入契約証」（寺院墓地）という書類の契約書が交わされる。これは一般的に承継者がいる限り永遠永劫に墓地を使用できる権利書である。承継者がいなくなればこの使用权は消滅するのが普通である。永代使用权は原則として1人に受け継がれる。第三者には譲渡・贈与は出来ない。承継者の条件は一般的に「三親等以内で同じ姓」であるとかになっている。また、永代使用料の払い戻しはないのが原則である。

墓地にはそれぞれ「墓地使用規則」がある。墓地管理者が定めている。墓地区画を使用する規則とか、デザインの制約とか、建墓の時期とかが定められている場合もある。

#### □墓地使用規則の主な項目

- 使用目的
- 使用資格
- 使用料・管理料
- 工事の承認（工事を行う時は届け出ること、石材店の指定など）
- 墓地内の設備制限（墓碑等の建立は3年以内、墓碑等の高さは2.5m以下、デザインの制限とか）
- 埋葬・改葬の手続き（宗教の指定など）
- 埋葬者の制限（墓地使用者の親族以外の者を埋葬することは出来ない、ペットはいいとか駄目とか、など）

墓地を買うときは「墓地使用規則」を充分に読み理解しておかないと、自分の思いと異なり大きなトラブルとなることもある。

永代使用料は墓地の場所、地形、施設状況、道路・緑地、開発・施設費用等、公営であ

るか、民間墓地か、寺院の格等により千差万別である。

表 2-2-1 東京都霊園条例施行規則 (単位：円)

種 別		使 用 料	
		単 位	金 額
一般埋蔵施設	青山霊園	1㎡につき	2,832,000
	谷中霊園		1,667,000
	多摩霊園		625,000
	八柱霊園		191,000
	小平霊園		537,000
芝生理蔵施設	多摩霊園	1㎡につき	661,000
	八柱霊園		203,000
	小平霊園		573,000
	八王子霊園		267,000
壁型埋葬施設	多摩霊園	1箇所につき	1,570,000
	八柱霊園		585,000
	小平霊園		1,472,000
立体埋葬施設	青山霊園	1箇所につき	1,079,000
合葬埋葬施設	多摩霊園	期間限定個人壺	95,000
		最初より共同埋葬	53,000
	小平霊園	1箇所につき	96,000

出所：東京都霊園条例 <http://reiki.metoro.tokyo.jp/>

表 2-2-2 2006 年松戸市営募集白井聖地公園永代使用料 (単位：円)

	永代使用料	1年管理料
一般墓地5㎡ 東向き	468,000	4,800
	西向き	4,800
芝生墓地4㎡ 東向き	368,000	4,800
	西向き	328,000

出所：つたや <http://www2.ocn.ne.jp/~tsutaya/>

表 2-2-3 2006 年市川市営霊園募集永代供養使用料 (単位：円)

墓地の面積	永代使用料	1年管理料
2.5㎡	830,000	1,750
4.0㎡	1,190,000	2,810
6.0㎡	1,790,000	4,220
12.0㎡	3,590,000	8,440

出所：ついのすみか <http://www.tsuino-sumika.net/>

これらの 3 つの地方自治体経営墓地を 1 ㎡あたりに換算すると、松戸市営白井聖地は 82,000 円～93,600 円で、市川市営霊園は 1 ㎡あたり 297,500 円～332,000 円である。東京都営は 191,000 円～2,832,000 円である。永代使用料の差は土地の価格や墓地の施設によるものと思われる。

表2-2-4 新聞織り込み墓地販売チラシの価格

墓地名と住所	墓地面積等内容	永代使用料円	1㎡当たり円	年管理円	備 考
興福院平和公園 柏市手賀252-3	1.5㎡西向き	380,000	253,400	3,000	宗教不問・檀家 制度無し・ ペット合同墓地 共葬墓地
	1.5㎡東向き	430,000	286,700	3,000	
	3㎡西向き	930,000	310,000	6,000	
	3㎡東向き	1,130,000	376,700	6,000	
	3.4㎡一般	1,280,000	276,500	7,000	
	3.4㎡特別	1,580,000	464,800	7,000	
	4.4㎡一般	1,620,000	398,200	9,000	
	4.4㎡特別	1,920,000	436,400	9,000	
	5.0㎡一般	1,750,000	350,000	10,000	
	5.0㎡特別	2,080,000	416,000	10,000	
	6.0㎡一般	1,920,000	320,000	12,000	
6.0㎡特別	2,310,000	385,000	12,000		
柏メモリアル ガーデン 柏市増尾180-2	1.5㎡西向き	450,000	300,000	3,600	宗教不問・檀家 制度無し・ 墓石デザイン自由
	1.5㎡西角	500,000	333,400	3,600	
	1.5㎡東向き	495,000	330,000	3,600	
	1.5㎡東角	550,000	366,700	3,600	
	2.25㎡西向き	675,000	300,000	5,400	
	2.25㎡西角	765,000	340,000	5,400	
	2.25㎡東向き	745,000	331,200	5,400	
	2.25㎡東角	850,000	377,800	5,400	
	3.0㎡西向き	900,000	300,000	7,200	
	3.0㎡西角	1,000,000	333,400	7,200	
	3.0㎡東向き	990,000	330,000	7,200	
	3.0㎡東角	1,120,000	373,400	7,200	
	4.0㎡西向き	1,200,000	300,000	9,600	
	4.0㎡西角	1,350,000	337,500	9,600	
	4.0㎡東向き	1,320,000	330,000	9,600	
	4.0㎡東角	1,475,000	368,800	9,600	
6.0㎡西向き	1,800,000	300,000	14,400		
6.0㎡西角	2,040,000	340,000	14,400		
6.0㎡東向き	1,980,000	330,000	14,400		
6.0㎡東角	2,200,000	366,700	14,400		
12.0㎡西向き	3,600,000	300,000	28,800		
16.0㎡西角	5,300,000	331,300	38,400		
城山聖地霊園 柏市鷲野谷城山 146	2㎡	680,000	340,000	5,000	宗教不問・檀家 制度無し・ 墓石デザイン 自由・ペットok
	3㎡	880,000	293,400	7,500	
	4㎡	1,170,000	292,500	10,000	
	6㎡	2,000,000	333,400	15,000	
かしわ青光苑 柏市布施700	1.5㎡西向き	495,000	330,000	4,500	
	1.5㎡東向き	555,000	370,000	4,500	
	3.0㎡西向き	990,000	330,000	9,000	
	3.0㎡東向き	1,110,000	370,000	9,000	
	4.0㎡西向き	1,340,000	335,000	12,000	
	4.0㎡東向き	1,460,000	365,000	12,000	
神々廻霊園 白井市神々廻 字河原子台 1714-3	1.5㎡	280,000	186,700	2,500	宗教不問・檀家 制度無し・ 墓地承継者なく てもよい
	1.8㎡	430,000	238,900	3,000	
	2.5㎡	720,000	288,000	4,000	
	3.0㎡	780,000	260,000	5,000	
	3.8㎡	920,000	242,200	6,000	
	4.5㎡	1,020,000	226,700	7,500	

宗賢寺 柏市塚崎607-1	1.0㎡ 2.0㎡ 3.0㎡	370,000 670,000 800,000	370,000 276,200 266,700		日蓮宗寺境内墓地 信徒契約
牛久浄苑 牛久市久野町 2083	1.0㎡ 1.5㎡芝生 2.0㎡ 3.0㎡	230,000 420,000 396,000 594,000	230,000 280,000 198,000 198,000	2,100 3,150 4,200 6,300	宗教不問・檀家 制度無し・ 墓地承継者なくてもよし

出所：柏市内読売新聞の折り込みチラシより山田作成

表 2-2-5 2007年版優良霊園石材ガイド掲載墓地での価格

墓地名と住所	墓地面積等内容	永代使用料円	1㎡当たり円	年管理円	備考
我孫子清陵苑	1.5㎡	180,000	120,000	7,000	宗派不問
我孫子市布佐 808-2	1.6㎡ 1.95㎡ 3.0㎡ 4.0㎡	410,000 500,000 750,000 1,080,000	256,300 256,400 250,000 270,000	7,000 7,000 12,000 16,000	全区画バリアフリー
我孫子霊園 我孫子市岡発戸 榎町1380	1.92㎡西向き 2.4㎡西向き 3.0㎡西向き 4.0㎡西向き 1.92㎡東向き 2.4㎡東向き 3.0㎡東向き 4.0㎡東向き	570,000 720,000 920,000 1,050,000 650,000 820,000 1,000,000 1,150,000	296,800 300,000 306,700 262,500 338,600 341,700 333,400 287,500	3,000 3,500 4,000 5,000 3,000 3,500 4,000 5,000	宗派不問
柏市ひがし聖地 公苑	3.0㎡ 4.5㎡	680,000 1,180,000	226,700 262,300	9,000 13,500	宗派不問
柏市柳戸612	6.0㎡	1,680,000	280,000	18,000	
萬福寺 柏市増尾4-14-1	3.0㎡	2,000,000	666,700	12,000	真言宗豊山派 檀信徒契約
南柏霊園 柏市逆井中台1199	1.5㎡西向き 1.5㎡東向き	465,000 525,000	310,000 350,000	2,700 2,700	宗派不問
医王寺墓苑 柏市船戸1067	3.0㎡	580,000	193,400	6,000	真言宗豊山派 檀信徒契約

出所：インデックス編者「2007年版全国優良霊園・石材店ガイド」より山田作成

寺院の境内墓地の情報は少ない。おそらく寺院の格式、交通の便による場所、宗派、住職の経営意識等などにより価格が異なるものと思われる。参考に新聞広告をみてもみる。

鎌倉の臨濟宗円覚寺境内の墓所（2007年3月20日付け朝日新聞）、真言宗高野山金剛峰寺境内墓地（2007年3月18日付け朝日新聞）、横浜市鶴見曹洞宗大本山総持寺境内墓地（2007年3月1日付け朝日新聞）の永代使用料を表2-2-6に示す。他の墓地永代使用料と比べるとかなり高額である。それぞれ地方の格式のある寺院の永代使用料も近在の墓地と比べると高額だと思われる。

表 2-2-6 新聞広告掲載寺院の永代使用料

墓地名と住所	墓地面積等内容	永代使用料円	1㎡当たり円	年管理円	備 考
円覚寺	0.8㎡	1,340,000	1,675,000	12,000	臨済宗円覚寺派 本山
	1.0㎡	1,600,000	1,600,000	12,000	
高野山 金剛峰寺	0.81㎡	850,000	1,049,400	5,250	真言宗本山 宗派不問
横浜鶴見 曹洞宗総持寺	0.54㎡	1,200,000	2,222,300	13,300	曹洞宗本山 入檀料53万円
	5.75㎡	14,000,000	2,434,800	25,900	

出所：朝日新聞（2007年3月1日、3月18日、3月20日付け）より山田作成

表 2-2-1 から表 2-2-6 の永代使用料をまとめると表 2-2-7 のようになる。

表 2-2-7 各永代使用料の 1㎡で価格比較（伝統式墓地での比較）

霊園種類	霊 園 名	1㎡当たり価格(円)
公	青山霊園	2,832,000
	谷中霊園	1,667,000
営	多摩霊園	625,000
	八柱霊園	191,000
墓	松戸白井霊園東向き	93,600
	市川霊園	332,000
民	興福院平和公園	350,000
	柏メモリアルガーデン	350,000
	城山聖地霊園	330,000
	かしわ青光苑	340,000
	神々廻霊園	250,000
	牛久浄苑	250,000
	清陵苑	250,000
	我孫子霊園	330,000
	柏市ひがし聖地公苑	260,000
	南柏霊園東向き	350,000
境	宗賢寺	300,000
	萬福寺	667,000
	医王寺	195,000
	円覚寺	1,675,000
	金剛峰寺	1,050,000
	横浜鶴見総持寺	2,400,000

注）価格は多様な墓地のだいたいの平均である

出所：表 2-2-1 から表 2-2-6 より山田作成

以上表 2-2-7 は東京都・松戸市・市川市の公営墓地と柏市・我孫子市の民間墓地、寺の境内墓地の新聞織り込みでの伝統式墓地の 1㎡当たりの価格比較表である。参考に全国的に有名な格式のある 3 寺院である。

寺の境内墓地は交通の利便性・近在の土地価格により永代使用料が高額になり勝ちだと思えるが、永代使用料の価格が決定される重要な要素は寺院の格式である。境内墓地は檀信徒契約を交わしその寺院の信者となるので、公営・民間墓地と比べてその後の寺院運営の費用がかさむことになる。

公営墓地に関しては近在土地価格・交通の利便性によるものと思われる。民間墓地と比較すると割安である。公営墓地の公募の競争率が高いのは頷ける。



この近在での民間墓地は手賀沼柏市側に数多く開発されている。その他墓地も市内中心から、かなり離れている場所である。個々の墓地の永代使用料は1㎡当たり25万円～35万円で余り差額はないようである。墓地の環境だとか、眺望だとか、墓苑のサービス等で墓地購買者は購買を決定していると思われる。

樹木葬は墓石もなく、お骨を安置する場所もなく直接永代使用できる場所に埋葬する、墓地形式である。

表2-2-8 樹木葬永代使用料の例

霊園名	価格(円)	備考
一関市長倉山知勝院	500,000	ペット駄目
伊豆大島千の風みらい園	60,000～500,000	ペット認める
千葉県いすみ市天徳寺	650,000	

出所：<http://www.jumokuso.or.jp/> <http://www.miraien.jp/> <http://www5f.biglobe.ne.jp/> より山田作成

納骨堂式の墓地（ロッカー式）の価格の一例で千葉祖啓堂（千葉市）14)を紹介する。少なく見積もって通常1.5㎡の民間墓地だと、永代使用料50万円程度、建墓費用200万円程度合計約250万円はかかる。千葉祖啓堂納骨堂の場合は永代使用料・厨子代・石銘板・字彫り代の合計57万円である。普通墓地の25%の価格である。

東京都公営の納骨堂式霊園は青山霊園では（表2-2-1）107.9万円である。やはり場所と利便性によるのだろう。

このように永代使用料はさまざまである。お墓に対しての認識を考慮しなくて経済的にのみ考えればそれほどのコストはかからない納骨堂式、樹木葬などの選択肢もある。コストを考えなければ規模・墓地様式・場所等500万円以上もする永代使用料もする墓地もある。

普通に考えればこの近在では民間墓地で3㎡の墓地であれば永代使用料は100万円前後である。

年間管理費は公営・境内墓地・民間墓地とも1万円前後である。経営主体による大きな差額はみあたらない。

### 2-3 建墓の価格

さてお墓を建てるとは、お墓を建てる土地を確保すれば一般的には墓石を作らなければならぬ。墓石も経済活動からしたら商品であるが、他の商品と異なり相場が無きがごとく標準価格など見当たらないといわれている。原石の種類による価格差、デザイン、加工の手間、産地や内国産か外国産か、工事に大型機械が使えるかどうか工事環境、さらに墓地開発がらみの開発費などの上乗せ等複雑である。だいたい公営墓地は別として寺院境内墓地、民間墓地は墓地販売と石材店の墓石とがセットになり契約されるのが大勢である。

原石1尺（約30.3cm）四方の立方体を切<sup>さい</sup>という。普通の和型三段墓を（図2-3-1）作るのにほぼ12切は必要とされている。最高級品の香川県産出庵治石は1切の特級品は12

万円。和型三段墓の原石だけで 144 万円は最低かかる。比較的安価な茨城県の真壁石が 1 切 1 万円で国産石材も価格幅が大きい。中国からの輸入石だと国内港引渡し（1998 年頃）1 切 2.5 千円である。この原石を採寸して研磨等加工代が 1 切 1.5 万円前後である。高級品である庵治石の加工は 7 割ぐらい割高である。したがって輸入石材も国内で加工した墓石は 21 万くらい、国産真壁石だと 30 万円と計算できる。中等程度の国内加工の墓石だと大きな価格差はない。しかしながら、高級品である庵治石での国内加工墓石は 180 万円ぐらいである。中国で加工しての製品輸入墓石は 11 万円程度で 180 万円の約 6%に過ぎない。国内加工でも機械加工での同一規格大量生産品とオリジナルデザイン等「個性的なお墓」では価格は大きな差がある。15)

図 2-3-1 典型的和型三段墓

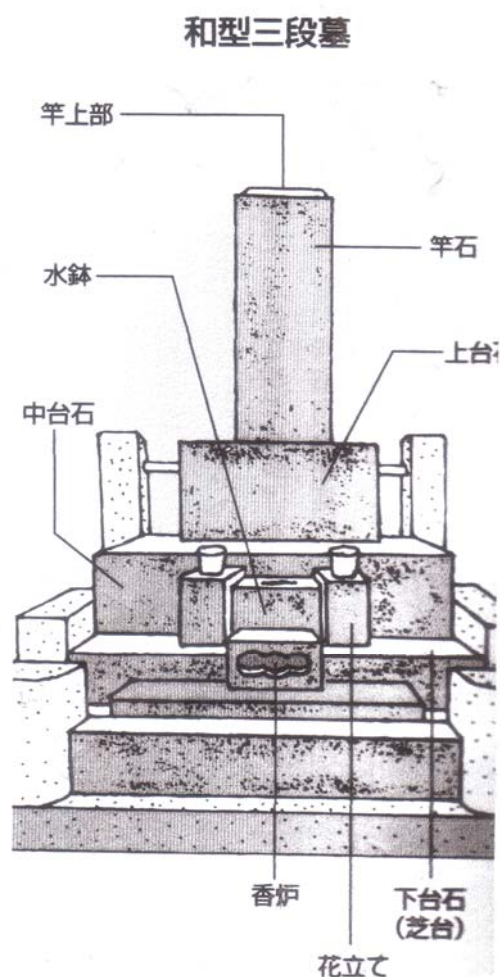


図 2-3-1 は典型的な和型三段式墓である。多くの墓地で見られるオーソドックスな形式な墓である。

墓石の種類は現在花崗岩（御影石）が主流である。御影石は風化しにくく、磨くと光沢がでる。御影石の種類には白御影石（関西で好まれる）、黒御影石（関東で好まれる）と色調により桜御影石、赤御影石と呼ばれるものもある。また産地により最高級品は香川県産の庵治石、兵庫県産の本御影石と言われているものもある。従来主流であった安山岩で最高級品の神奈川県産小松石もよく使われている。

輸入石材は 1965 年代から始まって、最初は原石であったが 1985 年頃から中国製の墓石・外柵の完成品の輸入が始まった。10 年くらい前からは多くの日常製品もそうであるように中国産の完成品がなくては日本の石材産業は考えられなくなったと言われている。他産業と同じく製造拠点が発展途上国に移り石材産業も空洞化してしまっている。墓石産業も伝統技術を海外に移転しているのである。

出所：田代尚嗣「お墓のすべてがわかる本」新星出版社 2006 年 4 月 p.102

表 2-3-1 は原石の国別輸入年推移と完成品の国別輸入年推移である。金額は日本港着価格で小売には輸送費、設置代、利息、人件費、利潤等が加算される。

日本全体の墓石関連販売金額は 2003 年実績 2,700 億円~2,800 億円で、墓石の需要は年間約 28 万基で、その内訳は次のようである。

製品輸入 24 万数千基（内中国産 24 万基、韓国数千基、インド千基程度）

国内加工 3.8 万基（内、輸入材 2 万基、国産材 1.8 万基）16)

表 2-3-1 花崗岩原石と完成品の輸入年推移

	花崗岩原石 の輸入年推移				
	1991年	1994年	1997年	2000年	2003年
韓国	242.6	169.6	69.2	21.5	2.1
中国	296.4	312.6	154.2	46.1	10.9
インド	212.5	180.9	93.7	38.7	14.1
その他	408.9	313.2	215.7	116.1	31.8
計	1,160.4	976.3	532.8	222.4	58.9

	花崗岩製品 の輸入推移				
	1991年	1994年	1997年	2000年	2003年
韓国	28,682	16,629	8,811	1,993	591
中国	5,916	24,993	60,356	60,229	73,012
インド	2,488	2,744	3,002	1,325	1,197
その他	22,176	6,266	6,516	3,275	1,672
計	59,262	50,633	78,684	66,822	76,472

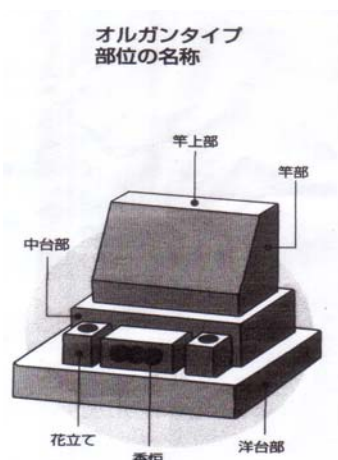
出所：IBPC 大阪日本のマーケット情報 <http://www.ibpcosaka.or.jp/>

以上が業界事情である。

さて我々がお墓を建てるにはいくらほどの価格になるのであろうか。石材店の新聞チラシ・ホームページから推定すると、伝統的な和型三段墓（図 2-3-1）で一般的な大きさ 8 寸型（墓石の石柱（竿石）が 8 寸角のもの、約 3.03 cm\*8 寸=24.24 cm）で墓石加工も別段なく中国産花崗岩の完成品（墓石・外柵）で中心価格 200 万円前後である。規模が小さい墓地で設置場所を選ばなければ、特売価格で永代使用料も含めて 100 万円弱で販売している民間墓地もある。

規模も大きく高級な石を多く使い、墓石の独自デザイン、手の込んだ加工を施すと程度により 300 万円代、500 万円代となる。イタリア産の大理石で墓石を建立すれば 1,000 万円以上になる。カタログだけでなく実物見本の墓石を設置している墓苑もある。

図 2-3-2 オルガンタイプ墓



洋型墓石（図 2-3-2）は芝生墓地などに多くみられる。オルガンに似ているのでオルガンタイプ、ストレートタイプ、プレートだけの墓地形態もある。この型では墓地の外柵（お墓の隣接との境界を明確にするために墓所の周りを石材で囲んでいるもの）を持たないものもあり、当然石材の使用量は和型より少ない。普及タイプで高く見積もっても 150 万円ぐらいである。洋型墓石には黒御影石がよく使われ産地により価格差がある。プレート式であればより安くなる。

以上仏教式墓石について述べてきたが、神道の墓石は先が細長い角柱で墓石の頭部は 4 角錐のものが多く、全体の形式は

出所：田代尚嗣「お墓のすべてがわかる本」新星出版社 2006 年 6 月 p.103

仏教形式の墓地に近い。従って価格は仏教形式墓石に準ずる。

キリスト教の墓地は一般的には芝生墓地にプレート式が多いようであるが、仏教式での横長墓石（オルガンタイプ、ストレートタイプ）も多く見受けられる。普通は墓地には外柵が無いのだが仏教式のような外柵がありデザインに凝った墓石もある。当然価格は原石の種類・使用量・デザイン等により異なるが石版 1 枚のプレート式墓地は別として仏教の洋型墓石に準ずるものと思われる。

図 2-3-3 全国優良石材店の会 2007 年ニューデザインお墓写真コンテスト入賞作品



図 2-3-3 は原石の種類も高品質でデザインも斬新で故人への思いを込めた凝った加工がなされた墓石である。かなり高額なものであろう。

また、ほとんどの石材店は墓石建立の代金についてかなり高額なものについてはローンを紹介している。



出所：インデックス編著「全国優良霊園・石材店ガイド東日本・西日本総合版」インデックス 2007 年 3 月 p.99

田代尚嗣氏による 17) 建墓のコツを紹介する。

#### □石選びのコツ

自分の目で色艶、模様を実物大で確認する。石質は硬いものを選ぶ。墓石の罫<sup>ひび</sup>とか欠けた場合のアフターサービスを契約の時点で確認する。

#### □自分の予算を率直に話し、プランは総額で考える

墓石に関しては知識が無いのであるから石材店に相談にのってもらい総額予算内で自分の希望にそのようなプランを石材店に提案してもらう。契約には工事の方法、墓石の種類、

型、期間、文字彫刻など明確に勿論図面も確認すること。

#### □指定業者制の長所短所

ほとんどの墓地は指定業者制である。長所は墓地、霊園作りに統一がとれて完成度が高い。また、いろいろと便利である。短所は場合によっては石材店が霊園開発の投資資金の一部を墓石建立費に組み込んでいる。従って割高な場合がある。

#### □製造物責任法（PL法）と石材業者・施工業者輸入業者

墓石も当然保護の対象になるものと考えられる。従って短期間での墓石の劣化・崩壊、小さな地震による倒壊などが生じたなら関係業者へ損害賠償責任を問えるものと考えられる。しかしながらトラブルを避けるためには保障制度がある石材店を選ぶことは大事である。例えば石材店業界では全国優良石材店の会（約1,000店加盟）という全国団体がある。この加盟店で購入した製品・施工で欠陥した墓石は5年間の保障が付けられている。仮に購入した加盟石材店が廃業したとしても、5年以内なら全優石が代わりに保障する二重保障制度を持っている。その他トラブルなども全優石には相談制度がある。

おわりに

霊園産業、墓石産業界は週末・彼岸前の新聞広告・新聞チラシ・テレビのコマーシャル等売り込みの激しい状況は続いている。霊園・墓石産業の需要の推定基礎数値は年死亡者数である。団塊の世代がこの世を去るまでの今後30年間ほどまでは死亡数は増加をたどる。その後は少子化で低下傾向になる。このような人口状況が今の霊園・墓石産業界の盛況と競争激化の要因であろう。年間約28万基の墓石（墓地）、墓石関連売り上げ2,700~2,800億円の争奪戦である。

人口減はこの産業界にも大きな課題を呈している。全体的には人口の減少傾向であるが、都市への人口集中度は増加している。これは過疎地帯での無縁仏の増加、寺院の檀信徒の減少による墓苑・寺院の衰退である。一方都会では墓苑土地の確保が困難になる。そのことは墓地への認識の変化と経済のグローバル化による自由市場経済の拡大と共に新しい墓地・墓石の形態がでてきている一因でもある。

#### □中国等で加工された規格型墓石の普及

#### □寺院の地下、屋上を利用する墓地

#### □納骨堂（ロッカー式）形式墓地

#### □壁墓地・プレート型墓地

#### □両家、夫婦墓・永代供養墓・有期限の墓・樹木葬墓・散骨

#### □将来的には人口は確実に減少していくことによる無縁仏の増加

これらの課題に対処するために墓石産業界では新たなサービスを試みている。18)

#### ①「お墓ダイレクター検定制度」の導入

「日本のお墓文化の正しい理解と普及を図るため、お墓についての幅広い知識と教養」に

ついて審査するもので、日本石材産業協会が2004年以降毎年実施している。

## ②「石材産地証明書」の発行

「石材の原産国、原石名、加工地、輸入業者、販売店等が明記されている。

## ③関連サービスの着手

その代表が墓石クリーニングである。これを足がかりに新たな需要の開拓に結びつける。

2007年5月30日付日本経済新聞によると、「おそうじ本舗」（長谷川興産：家庭向け清掃サービス業、東京・豊島区）が全国規模（800店の店舗）で全国一律料金（交通費・お線香代含む）3.3㎡の墓地18,900円でお墓の清掃・墓参り代行に参入したと報じている。申し込みは電話、インターネットで海外からでも受け付けるとのこと。申し込みを受け2～3日後に写真で報告する内容である。

さて、人は生まれたからには必ず死を迎える。死んだ後「自分をどのように処置されるか」、墓地墓苑を訪れたならば「自分の死後の空間は・・・抛り所は・・・？」と考えるのであろうか。墓地業界は生前に墓地の購入を猛烈に我々に仕掛けてやまない。つい、業者に乗せられて高いの、安いのお金のことが頭の中をめぐってしまう。後に残る者のために自分のお墓を用意して少しでも経済援助をしておくのも悪くはない。また、後を始末してくれる人がいない場合、自分の後始末を託しておくのもいいかもしれない。宗教的に考えるか、ただ骨の置き場所と合理的に考えるか「終の棲家」もなかなかの難題である。

金銭的には墓地墓石形態により1万円より1,000万円以上とその人の認識と後に残った供養者の認識と好みにより決まる。大阪市のアンケート（表2-1-1）によると大勢は仏教的な伝統的墓地制を支持しているようであるが、祖先崇拜、<sup>やおよろず</sup>八百万の神という事物には靈魂が宿るというアニミズム的宗教観も垣間見られる。それが散骨・樹木葬とか会員制の共同墓等であろう。

私のお墓の前で 泣かないでください

そこには私はいません 眠ってなんかいません

千の風に

千の風になって

あの大きな空を

吹きわたっています

NHK2006年紅白歌合戦で秋川雅史氏が歌った「千の風になって」がミリオンセラーになる勢いで売れていて、中高年の合唱団などで人気がある。2007年6月20日付けの朝日新聞によると、「千の風」の世界観を「死者と生者の関係が非常に近く個人的だ」・・・これまでは身内が亡くなれば、「墓」を大事にすることで、「家」というシステムにおいて死者との一体感を維持していた。・・・「死者との交わりが個的になり、痛みや苦しみも個々人で抱えてしまっている」・・・そうした時代を生きる人たちには、「風になって空を吹きわたっている」死者との交流がストレートに胸に響くのだろう。」と分析している。

「家墓」もしっくりこない、「散骨」もどうか～、核家族化、親子関係の断絶、少子化等

により、いま在るお墓の多くが供養されずに見放され「無縁墓」の可能性は今後高い。

大阪市天王寺区の浄土宗一心寺の骨佛開眼を紹介する。19)

宗派を問わず納骨できる寺院である。明治20年(約5万體)が最初で、納められた「お骨」を10年ごとに、まとめて「お骨佛」というホトケサマ1體(阿彌陀如来像)を造立する決まりになっている。現在まで13體が「開眼」されている。2007年4月(1997年1月～2006年12月の間の納骨)の造立13體目のお骨佛は16万3千人の人達のもので本堂とは別棟の納骨堂に今までの「お骨佛」とともに「お骨佛」として安置されている。未来永劫に一心寺が「お骨佛」を供養するのである。

「お骨佛」は納骨(料金は1万円～3万円)されたお骨を細かく砕いてフルイに通して粉末を集め、この粉末に適量のセメントを接着剤として加え石膏状にして仏像を鍛造している。お骨が主成分として造立されているので、多勢の方と一体となる、佛様のお姿がありがたい、将来まで安心であるなど。また、参拝される方々は、そのお顔の中に亡き方の面影を見ることが出来るともいわれている。

このようなシステムは死後処理として合理性(骨の粉末処理)と宗教的な安心感を持たせていて、現代の共同墓の認識に通じるものでもある。明治時代より続いてきているとは驚きである。

伝統的な墓制にはしっくりしない人々の「終の棲家」として現代人にも支持されているようである。

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/>
- 2) 墓地、埋葬等に関する法律第2条4,5項
- 3) 墓地、埋葬等に関する法律第10条より第18条
- 4) 横田睦「お博士のお墓と葬儀のお金のはなし」光文社2003年3月 p.170
- 5) 厚生労働省1998年第10回「これからの墓地の在り方を考える懇談会」では営利を目的とする企業にも開放が論じられている。
- 6) 厚生労働省2000年12月生衛発第1764号 <http://www.mhlw.go.jp/>
- 7) 墓所面積を全墓地面積の3分に1以下にする、1墓所の面積は4㎡以上とすることを、などが定められている。現在効力は失効されていると解せられるが、多くの自治体では墓地許可に際して考慮されている。各自治体の条例には十分に考慮すべきと盛り込まれている。当時公園の面積が都市に少なく、墓地開発に際し公園を設けることにより都市の公園面積の拡大を期待したものと言われている。
- 8) 横田睦「お博士のお墓と葬儀のお金のはなし」光文社2003年3月 p.181～p.193
- 9) 大阪市市政モニターアンケート2002年11月13日～19日の間600人を対象にした電話アンケート調査。543人90.5%からの回答。 <http://www.city.osaka.jp/>
- 10) もやいの会 <http://haka.co.jp/>「単に死後眠るところを提供する場でなく、「仲間づくり」

「縁づくり」を具体化しています。「無縁になったお骨をどうするか？」ということだけでなく、生前に「死後の住みかを共にする仲間」作りを通じ、お墓を中心としたネットワーク作りを目指しています。

- 11) 田代尚嗣「お墓のすべてがわかる本」新星出版社 2006年4月 p.21
- 12) 杉村和美「建てるお墓 継ぐお墓」小学館 2005年9月 p.141
- 13) 杉村和美「建てるお墓 継ぐお墓」小学館 2005年9月 p.145
- 14) 千葉祖啓堂 <http://www.chiba-sokeidou.ecnet.jp>
- 15) 横田睦「お博士のお墓と葬儀のお金のはなし」光文社 2003年3月 p.203～p.207
- 16) IBPC 大阪日本のマーケット情報 <http://www.ibpcosaka.or.jp/>
- 17) 田代尚嗣「お墓のすべてがわかる本」新星出版社 2006年4月 p.122～p.132
- 18) IBPC 大阪日本のマーケット情報 <http://www.ibpcosaka.or.jp/>
- 19) 一心寺 <http://isshinji.or.jp/>

#### 参考文献

インデックス編著「全国優良霊園・石材店ガイド東日本・西日本総合版」インデックス 2007年3月

杉村和美「建てるお墓 継ぐお墓」小学館 2005年9月

田代尚嗣「お墓のすべてがわかる本」新星出版社 2006年4月

横田睦「お博士のお墓と葬儀のお金のはなし」光文社 2003年3月

厚生労働省 1998年第10回「これからの墓地の在り方を考える懇談会」

墓地、埋葬等に関する法律

朝日新聞

日本経済新聞

毎日新聞

読売新聞

一心寺 <http://isshinji.or.jp/>

IBPC 大阪日本のマーケット情報 <http://www.ibpcosaka.or.jp/>

大阪市 <http://www.city.osaka.jp/>

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>

厚生労働省 2000年12月生衛発第1764号 <http://www.mhlw.go.jp/>

国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/>

千の風みらい園 <http://miraien.jp/>

天徳寺 <http://www5f.biglobe.ne.jp/>

東京都霊園条例施行規則 <http://www.reiki.metro.tokyo.jp/>

長倉山知勝院 <http://jumokuso.jp/>

もやいの会 <http://haka.co.jp/>